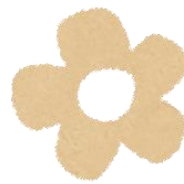




保育料・給食費について



♪お問い合わせ先♪

厚真町役場住民課子育て支援グループ

☎ 0145-26-7872

保育料について



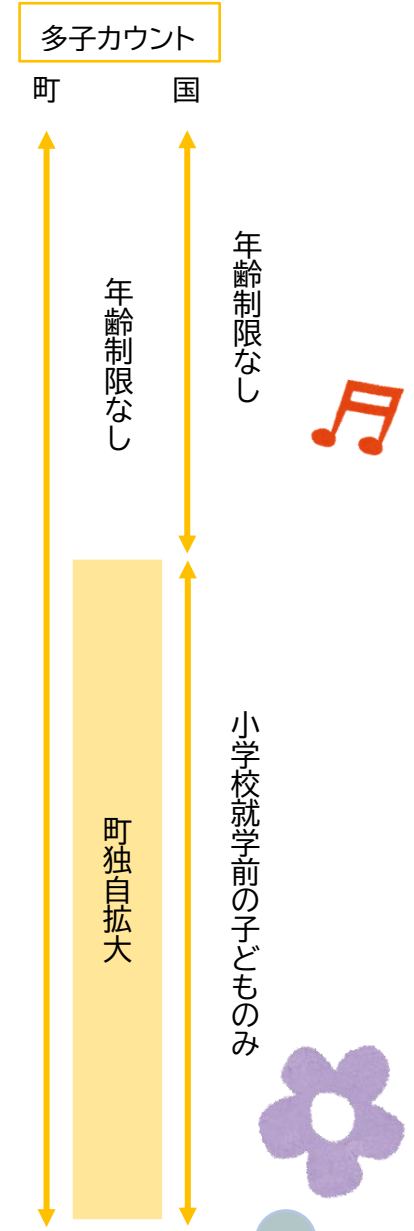
【2号認定・1号認定】(満3歳児以上)

満3歳児から5歳児クラスのすべてのお子さんの利用者負担が無料です。

【3号認定】(満3歳児未満)

厚真町は国の基準額の第1子⇒2/3、第2子⇒第1子の1/3に軽減しており、さらに第5階層までの世帯の第2子以降の利用者負担を無償としています。

階層区分	利用者負担 (上段:第1子、中段:第2子、下段:第3子)	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)(~約260万円)	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	13,000円	12,900円
	0円	0円
	0円	0円
④-1 所得割課税額 57,700円未満 (~約360万円)	20,000円	19,800円
	0円	0円
④-2 所得割課税額 97,000円未満 (~約470万円)	0円	0円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)	29,700円	29,300円
	0円	0円
	0円	0円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)	40,700円	40,100円
	13,600円	13,400円
	13,600円	13,400円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円)	53,400円	52,600円
	17,800円	17,600円
	17,800円	17,600円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)	64,800円	61,200円
	21,600円	20,400円
	21,600円	20,400円



~子育て支援利用者負担額還元~

負担した利用者負担の2割分を町内で使用できる子育て支援ポイント(あつまるポイント)として還元します。ポイントは町内加盟店で買い物などに使用できます。(1ポイント=1円)

※延長保育料・一時預かり保育料・給食費等は対象外です。

○還元方法

「あつまるカード」と「領収書」を子育て支援グループ窓口又は上厚真支所までお持ちください。



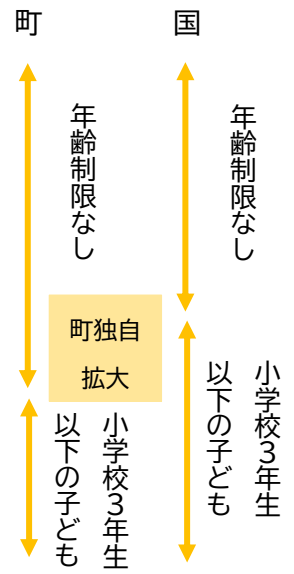
給食費について



【1号認定】

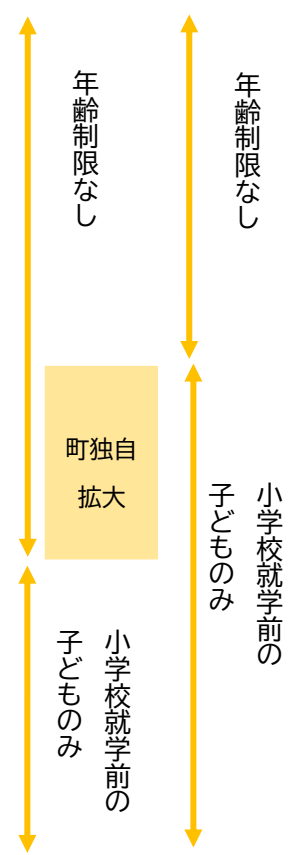
階層区分	第1子	第2子	第3子
①生活保護世帯	360円	360円	360円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)(~約270万円)	360円	360円	360円
③所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	360円	360円	360円
④-1 所得割課税額 169,000円以下	2,100円	2,100円	360円
④-2 所得割課税額 221,200円以下			360円
⑤所得割課税額 211,201円以上 (約680万円以上)			360円

多子カウント



【2号認定】

階層区分	第1子	第2子	第3子
①生活保護世帯	450円	450円	450円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)(~約260万円)	450円	450円	450円
③所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	450円	450円	450円
④-1 所得割課税額 57,700円未満 (~約360万円)	450円	450円	450円
④-2 所得割課税額 97,000円未満 (~約470万円)	2,600円	2,600円	450円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)			450円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)			450円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円)	2,600円	2,600円	450円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)			450円



(■ 主食費のみ) (■ 主食費+副食費(おかず・おやつ))

※ 内に該当の場合は、補足給付申請により無料となります。

※国の基準の給食費は、主食費3,000円・副食費4,500円です。



～多子カウントについて～

厚真町では国の基準の子どもの数え方を町独自で拡大しています。

